

諮問庁：中央労働委員会会長

諮問日：令和4年6月6日（令和4年（行情）諮問第342号）

答申日：令和5年3月30日（令和4年度（行情）答申第693号）

事件名：行政訴訟事件（一般）事務処理要領の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる2文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年2月10日付け中発0210第1号により中央労働委員会事務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示は不当である。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書2の記載によると、おおむね以下のとおりである（添付資料は省略する。）。なお、審査請求人から意見書1が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。

##### （1）審査請求書

公開された行政訴訟事件（一般）事務処理要領は、中労委職員が訴訟事務を行う場合の通常一般的な手順を書いたものでしかなく、法5条6号ロに該当するような「当事者としての地位を不当に害する事柄」が書かれているとは到底考えられず、不開示は不当である。

また、検察官に対する通知の部分については、法5条4号に該当する部分であるとしているが、処理要領94頁には、検察に提出した不履行通知全文を労働側に提供する段取りがさだめられており、外部に郵送され実質的に公開されているのであるから、中労委が同部分を同号に該当すると考えているとは到底考えられず、不開示は不当である。

電話番号・ファックス番号が不開示とされているが、行政機関の連絡先当（原文ママ）は普通に公開されており、普通の行政は悪戯や偽計行為に適切に対応し職務を全うしているのであるから、法務局が対応でき

ない訳がなく不開示はあり得ない。

(2) 意見書2

ア 下記第3の2(1)及び(2)は、労働委員会の救済命令制度と緊急命令制度について、その制度を護持すべき理念や信念を記載したものであり、残念ながら本件とは関係ありません。

私は労働委員会諸制度が護持されるべきものであることを特段否定する立場ではありませんが、本件の「行政訴訟事件(一般)事務処理要領」(以下、本項において事務処理要領とする。)を見た場合、ご主張されるような理念や信念が書かれたものではなく、その1ページ冒頭の但し書きにあるように「以下で示す手続きは、概要であり、通常想定されるものを掲記している」というものにすぎないことは明らかです。訴訟事務を初めて担当することになった職員むけに、その手順をわかりやすく解説したものですから、とりわけて難しい判断を迫られた場合の手順や、国民に知られてはまずい「手の内情報」なるものが書かれているようなものではありません。

補充理由説明書(下記第3の2を指す。以下同じ。)では、非開示部分について「手の内情報である」「留意事項である」として正当化していますが、事務処理要領というマニュアルの類でしかない本件対象文書にそのような高度の判断を必要とされる情報が書かれているとは思えません。

イ 今回の補充理由説明書では、「救済命令制度」の理念や必要性が強調され、労働組合に対して検察に提出した「救済命令不履行通知」を提供することの趣旨・目的・必要性を明らかにするというこのようです。

ご主張箇所は事務処理要領の91ページから94ページにいたる「第6 確定判決等による命令の確定, 1 再審査命令を支持した判決が確定した場合 (1)」に該当するものと思われませんが、当該箇所には判決確定後の救済命令の取り扱いについて懇切丁寧に手順をふみ説明したものでしかなく、特別にその目的・必要性について明らかにしたものではありません。高度な判断を要するような手の内を明らかにしたものでもありません。

また下記第3の2(1)ア(イ)については、本件「事務処理要領」にはその94ページに「労働側にも不履行通知を行った旨を適宜の方法により通知する(行文例40)」とあるのみで、その趣旨・目的を明らかにしたものではありませんから、非開示の扱いにはなっていません。

ウ 下記第3の2(1)ア(イ)では、組合への不履行通知の提供について、労働組合の関心に応えることであり、その必要性があると強調

していますが、同じく下記第3の2(1)ア(ウ)で自身を警察に見立て救済命令不履行通知は検察官送致(刑法246条)に類似したものとしています。

しかしながら警察が検察に提出した書類を事件の被害者に關心を持っているからと提供し公にするわけがありません。起訴、不起訴の判断をした検察が被害者通知制度に則り、被害者本人にその判断の要旨や骨子を説明する場合もあるかと思いますが、警察なり検察が作成した書面を提供するようなことはありません。この点明らかに混乱があり、まるで中労委は自らを警察であり検察であると主張されているようです。

ちなみに行文40についてみると文書1には、その下段に「(注)添付資料一行文例38の確定判決で支持された救済命令不履行通知」とありますが、文書2ではその注が消され、「なお、今後の手続(捜査等)に支障を及ぼす可能性がありますので、本情報の取扱いに留意してください」との文言に差し替えられており、検察に提出した不履行通知全文が漏洩した場合の危険性についてまったく認識がなかったようです。

そもそも「不履行通知」そのものを労働組合に提供するとは、事務処理要領のどこにも規定されておらず、行文例40のなかにコソソリと注意書きされているだけです。本件事務処理要領に欠陥があることはあきらかです。そうした欠陥を糊塗するために必要のない非開示が行われていると推認されます。

#### エ 下記第3の2(3)ア(ト)について

事務処理要領「第6 確定判決等による命令の確定、1 再審査命令を支持した判決が確定した場合(1)」の該当箇所の非開示部分について、下記第3の2(3)ア(ト)において、「本文92ページ」だとしています。

しかしながら同箇所は「救済命令不履行通知」の取り扱いに関するものであって「緊急命令の履行」の項目ではありません。

中労委は「救済命令不履行」と「緊急命令不履行」を混同して処理しているようですから、ここに書かれていることは特別に非開示とする内容ではないと思われます

#### オ 下記第3の2(3)ア(ナ)について

上記部分を「救済命令不履行」の項目としたうえで、92ページ24行目以下について「検察官に対する対応をマニュアル化」し、検察への通知を行わない場合に「どのような対応が考え得るか」ということのようにです。

しかしながら検察官に対する通知を行わない場合については「終結

とする」か、「再調査の指示を仰ぐ」ぐらいのことしかありえませんかから、一般的に想定される手順でしかなく、いわゆる「手の内」情報とは言えません。

カ 9ページから12ページ（当審査会注：下記第3の2（3）ア（ナ）の一部及び同（3）ア（ニ）ないしイ（チ）の記載部分）について

改めて非開示情報が列挙されていますが、内容に関わらない一般的な注意事項や様式に関する記載、法令の規定から明らかな記載、法務図書館の所蔵図書によって既に明らかになっている内容に関する記載等に該当すると思われます。特別な留意事項が書かれているとは思えません。

キ まとめ

本件対象文書は、訴訟に全く関与したことの無い職員に対して、どのように訴訟事務をすすめれば良いかという手順を、初歩から懇切丁寧に説明したものでしかなく、文書全体が「マニュアル」であり「取り扱い説明書」の類でしかないということは、補充理由説明書をもってしても覆ることはありません。なんでも「手の内情報」にしてしまえば、国民に情報を秘匿できると考えるのは明らかに官僚的行きすぎで、行政の透明性をいたずらに損なうものと思われます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### （1）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人（以下、第3において「請求人」という。）は、開示請求者として、令和3年12月16日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「（1）行政訴訟事件（一般）事務処理要領（平成24年特定月（令和元年特定A月版））（中央労働委員会事務局）（2）行政訴訟事件（一般）事務処理要領（平成24年特定月（令和3年特定B月版））（中央労働委員会事務局）」に係る開示請求を行った。

イ 処分庁は、令和4年1月11日付け中発0111第1号により開示決定等の期限の延長をした上で、同年2月10日付け中発0210第1号により原処分を行ったところ、請求人は、これを不服として、同年3月15日付け（同月17日受付）で本件審査請求を提起したものである。

##### （2）諮問庁としての考え方

原処分は妥当であり、これを維持することが相当である。

##### （3）理由

ア 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1及び文書2であり、中央労働委員会（以下「中労委」という。）が訟務資料として保有している文書である。

訟務資料は、国（処分行政庁中労委）の利害に関係のある争訟について、裁判所に対して申立てや主張立証などの活動を統一的、一元的に行うため、中労委において訟務事務に従事する職員が争訟を担当する際の執務資料として、中労委事務局において作成した審査部門の内部資料である。そのため、訟務資料の使用は上記の訟務事務従事職員にのみ許され、中労委の訟務事務従事職員以外の職員に配布されたことはなく、現在まで図書館等で一般の閲覧に供されるなどして公にされたこともない。

本件対象文書は、（本文）表紙、目次、凡例、本文、用語の説明、別表、参照事例、（様式・文例）表紙、目次、様式、文例からなる。

#### イ 原処分における不開示部分について

##### （ア）本案訴訟及び緊急命令等における対応等に係る情報

文書1及び文書2に係る本文の4ページ、6ページ、7ページ、11ページ、12ページ、15ページ、17ページ、18ページ、20ページ、22ページないし25ページ、26ページ、36ページないし50ページ、52ページないし54ページ、56ページないし60ページ、62ページ、63ページ、67ページないし70ページ、72ページ、88ページないし89ページ、92ページ、93ページ、97ページないし100ページ、102ページ、103ページ、105ページ及び107ページないし114ページの開示部分

文書1及び文書2に係る様式・文例の目次2ページないし4ページの開示部分

文書1及び文書2に係る様式・文例の29ページ、50ページ、52ページ、106ページ、116ページ、118ページ、119ページ、125ページ、127ページ、128ページ及び136ページないし139ページの開示部分

##### （イ）法務省及び法務局の連絡先の内線番号、FAX番号及び電話番号

文書1及び文書2に係る別表の2ページの開示部分

##### （ウ）検察官に対する通知に係る情報

文書1及び文書2に係る様式・文例の目次2ページ

文書1及び文書2に係る様式・文例75ページないし77ページの開示部分

#### ウ 不開示情報該当性について

##### （ア）法5条6号ロ該当性について

上記イ（ア）の開示部分には、国（処分行政庁中労委）を当事

者とする行政訴訟及び緊急命令等における，中労委の見解及び当該見解を採用する理由，訴訟等の対応及び主張立証の際留意すべき点及び着眼すべき点等の情報が記録されている。

これらの情報は，国（中労委）が行政訴訟等における対応方針等を決定し，統一的・一元的に訴訟を迫行していくに当たってのいわゆる手の内情報であって，一般に公にされることが予定されていないものである。

上記イ（ア）の不開示部分は中労委の訴訟対応方針等に係る手の内情報であり，これを公にした結果，これが訴訟の相手方に伝わることとなれば，現に係属中の訴訟において国（中労委）の当事者としての地位が害されることは明らかであることはもとより，今後，国（中労委）を被告として提起される訴訟においても，手の内情報が訴訟手続を経ずに事前に訴訟の相手方に伝わっていることとなれば，今後提起される訴訟において国（中労委）の当事者としての地位が害されることになる。

また，仮に上記イ（ア）の不開示部分が公にされることとなれば，そこに記録された文言のみによって，あたかもそれが中労委の訴訟対応方針等であるかのように理解されたり，あるいは，これによって中労委の訴訟対応方針等が誤って推認されるなどして，中労委の訴訟対応方針等についての一方的な評価を招き，個々の具体的紛争等に対する中労委の適切な対応を困難にさせるおそれもある。

したがって，上記イ（ア）の不開示部分は，法5条6号ロに該当し，不開示を維持することが妥当である。

#### （イ）法5条6号柱書き該当性について

上記イ（イ）の不開示部分には，法務省及び法務局の連絡先の内線番号，FAX番号及び電話番号が記載されている。これらは，一般には公表されていない法務省及び法務局の担当部署の内線番号，FAX番号及び電話番号であるから，公にされた場合には，いたずらや偽計といった業務妨害に使用されるなど，当該担当部署において必要とする業務上の連絡などに支障を来すことも否定できず，法務省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって，上記イ（イ）の不開示部分は，法5条6号柱書きに該当し，不開示を維持することが妥当である。

#### （ウ）法5条4号及び6号ロ該当性について

上記イ（ウ）の不開示部分には，検察官に対する不履行通知の手続，手法，意思決定，必要書類等，検察官の捜査及び公訴の維持に関係する情報が具体的かつ詳細に記載されている。

これらが公になった場合には，中労委が不履行通知を発出するた

めの情報収集の対象や手法等が明らかとなり、悪意を有する相手方をして、不履行通知発出への対抗措置が講じられるなど、検察官による犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

また、訴訟対応方針等に係る手の内情報が公とされた結果、これが訴訟の相手方に伝わることとなれば、現に係属中の訴訟において国（中労委）の当事者としての地位が害されることは明らかであるのはもとより、今後提起される国（中労委）を被告として提起される訴訟においても、手の内情報が訴訟手続を経ずに事前に訴訟の相手方に伝わっていることとなれば、今後提起される訴訟において国（中労委）の当事者としての地位が害されることになる。

したがって、上記イ（ウ）の不開示部分は、法5条4号及び6号ロに該当し、不開示を維持することが妥当である。

#### （4）請求人の主張について

請求人は、①本件対象文書は、中労委職員が訴訟事務を行う場合の通常の一般的な手順を書いたものでしかなく、法5条6号ロに該当するような「当事者としての地位を不当に害する事柄」が書かれているとは到底考えられず、不開示は不当である、②検察官に対する通知の部分について、法5条4号に該当する部分であるとしているが、本件対象文書94ページには、検察に提出した不履行通知全文を労働側に提供する段取りが定められており、外部に郵送され実質的に公開されているのであるから、中労委が同部分を同号に該当すると考えているとは到底考えられず、不開示は不当である、③電話番号・FAX番号が不開示とされていることにつき、行政機関の連絡先等は普通に公開されており、普通の行政はいたずらや偽計行為に適切に対応し職務を全うしているのであるから、法務局が対応できない訳がなく不開示はあり得ないと述べる。

しかしながら、不開示情報の該当性については、上記（3）ウで述べたとおり、法5条各号に基づいて適切に開示・不開示を判断していることから、請求人の主張は失当であり、結論に影響を与えるものではない。

#### （5）結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、これを維持することが相当であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 2 補充理由説明書

### （1）救済命令の履行について

#### ア 法5条6号ロ該当性（補足説明）

##### （ア）救済命令制度等について

- a 労働組合法（以下「労組法」という。）27条の12に定める労働委員会の救済命令制度は、労働者の団結権及び団体行動権の保護を目的とし、これらの権利を侵害する使用者の一定の行為を

不当労働行為として禁止した同法7条の規定の実効性を担保するために設けられたものである。

救済命令等の全部又は一部が確定判決によって支持された場合、当該命令に違反した者は、刑罰に処される（労組法28条）。

- b 確定判決により支持された救済命令に使用者が従わないときは、中労委会長は、検察官に遅滞なくその旨を通知しなければならないこととされている（労働委員会規則（以下「労委規則」という。）56条1項が準用する同規則50条1項6号及び2項。以下、当該通知を「救済命令不履行通知」という。）。

救済命令不履行通知の趣旨は、確定判決によって支持された救済命令の違反者に対し労組法28条の刑罰を適用してもらうべく、検察官に捜査等の職権発動を促し、裁判所が使用者に対し刑罰を科することによって救済命令の履行を強制し、正常な集団的労使関係秩序の迅速な回復、確保の促進を図ることにある。

(イ) 労働組合への救済命令不履行通知の提供の趣旨・目的・必要性

中労委は、検察官に救済命令不履行通知を行った場合、当該救済命令の申立人である労働組合にも当該通知を行った旨を通知するという取扱いをしている。

その趣旨・目的は、救済命令の申立人である労働組合が、使用者による不当労働行為によって被害を受けている状態にあり、確定判決により支持された救済命令を使用者が迅速に履行することについて強い利害関係と関心を有していることに鑑み、救済命令不履行通知を行った旨の情報を提供することにより、労働組合の関心に応えることにある。上記組合への情報提供は、使用者による組合活動侵害行為を救済命令によって直接是正することにより、正常な集団的労使関係秩序の迅速な回復、確保の促進を図るという救済命令制度の趣旨目的に沿うものであり、必要性も認められる。

(ウ) 救済命令不履行通知の実情等

確定判決によって支持された救済命令に使用者が従わないという事態は、極めて異例かつ悪質である。

こうした事態を放置すると、救済命令は実効性がなく、画餅に帰すことになり、不当労働行為によって被害を受けている労働組合の救済が図られないばかりでなく、不当労働行為制度に対する国民の信頼が損なわれる重大な事態となる。それゆえ、検察官に救済命令不履行通知を行うことは、救済命令の履行を強制するために必要不可欠のものである。

もとより、救済命令不履行通知は、使用者に刑罰を科するための手続の一環であるという性質上、慎重を期して行うべきものである。

そこで、中労委は、救済命令の不履行の有無を再三にわたり調査し確認した上で、使用者に履行を勧告し、それでもなお不履行がある場合に限って救済命令不履行通知を行うこととしており、その際、検察官において公訴提起ができる程度に十分な証拠資料を添付することとしている。このように、救済命令不履行通知は、私人による告発とは本質的に異なり、事前に十分な調査を行った上で、公訴提起ができる程度に十分な証拠資料を添付して行うものであり、比喻的にいえば、警察における検察官送致（刑事訴訟法246条）に類似するものといえる。

(エ) 中労委の法的地位

労組法28条に関する刑事訴訟の手續において、中労委は「争訟」の「当事者」（法5条6号ロ）や「被告」（上記1（3）ウ（ウ））とはいえないが、救済命令不履行通知の趣旨は上記（ア）bのとおりであり、確定判決によって支持された救済命令の履行を使用者に強制するために必要不可欠なものである。

このように、救済命令不履行通知は、上記刑事裁判という争訟の前提となり、かつ、これに密接に関連する行為であることから、中労委は、法5条6号ロの「争訟」の「当事者」に当たると解したものである。

イ 法5条6号柱書き該当性（不開示理由の追加）

救済命令不履行通知に係る不開示部分には、中労委が、救済命令不履行通知について、いつ・どのような場合に・どのような手續を経て行うかに関する情報が記載されており、これらの情報は、救済命令の履行の強制事務に関する情報である。

ここに含まれる中労委の視点や方針が公にされれば、使用者が刑罰を科されることを恐れて当該事件の証拠隠滅を行うおそれがあり、その結果、当該事件に関する検察官の捜査及び起訴、ひいては裁判所における刑事裁判に支障を及ぼすおそれがあるとともに、今後の同種事案に対する抑制効果が妨げられるおそれもあり、救済命令の履行の強制事務の適正かつ円滑な実施の妨げとなる。

したがって、当該情報は、救済命令の履行の強制事務の適正かつ円滑な遂行する上での手の内情報といえ、公にすることにより、当該事務の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法5条6号柱書きに該当する。

(2) 緊急命令の履行について

ア 法5条6号ロ該当性（補足説明）

(ア) 緊急命令制度等について

a 労働委員会による救済命令は、命令交付の日から効力を生じ、

取消しの訴えの提起によってもその効力を停止させないが、命令違反に対する罰則は命令を支持する判決が確定して初めて発動される（労組法28条）。

緊急命令（労組法27条の20）は、救済命令の実効性確保の観点から、取消訴訟の進行中に、救済命令を発した労働委員会の申立てによって、受訴裁判所がその全部又は一部を暫定的に強制履行させ得ることとするものである。

緊急命令は、当事者に送付された日から効力を生じ、取消訴訟の判決が確定するまで効力を持続する。

- b 緊急命令に使用者が従わないときは、中労委会長は、公益委員会議の決定により、地方裁判所に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならないこととされている（労委規則56条1項が準用する50条1項5号及び2項。以下、当該通知を「緊急命令不履行通知」という。）。

労組法32条は、使用者が緊急命令に違反したときは、過料に処する旨を規定しており、過料の裁判の手續については、非訟事件手續法120条が規定している。

過料の裁判の趣旨は、地方裁判所が使用者を過料に処すことにより、緊急命令の履行を強制することにより、緊急命令不履行通知は、地方裁判所の職権発動を促すものである。

#### (イ) 緊急命令不履行通知の実情等

裁判所が発出した緊急命令に使用者が従わないという事態は、極めて異例かつ悪質である。

こうした事態を放置すると、緊急命令は実効性がなく、画餅に帰すことになり、不当労働行為によって被害を受けている労働組合の救済が図られないばかりでなく、緊急命令制度ひいては不当労働行為制度に対する国民の信頼が損なわれる重大な事態となる。それゆえ、緊急命令不履行通知は、使用者に緊急命令の履行を強制するために必要不可欠のものである。

もとより、緊急命令不履行通知は、使用者に過料を科すための手續の一環であるという性質上、慎重を期して行うべきものである。そこで、中労委においては、緊急命令の不履行の有無を十分に調査し確認した上で、使用者に履行を勧告し、それでもなお不履行がある場合に限って、緊急命令不履行通知をすることとしており、その際、地方裁判所において過料の裁判ができる程度に十分な疎明資料を添付することとしている。

#### (ウ) 労働委員会の法的地位

労働委員会は、過料の裁判における非訟事件訴訟法上の「当事

者」（同法119条）でないが、救済命令等の取消訴訟の手續全体でみると、緊急命令は取消訴訟係属中における救済命令等の暫定的な強制履行制度であり、過料の裁判は緊急命令の唯一の強制履行制度である。

このように、緊急命令不履行通知は、救済命令等取消訴訟という争訟の中での行為であることから、労働委員会は、法5条6号口の「争訟」の「当事者」に当たると解したものである。

イ 法5条6号柱書き該当性（不開示理由の追加）

緊急命令不履行通知に係る不開示部分には、中労委が、緊急命令について、いつ・どのような場合に・どのような手續を経て行うかに関する情報が記載されているところ、これは、緊急命令の履行の強制事務に関する情報である。

当該情報に含まれる中労委の視点や方針が公にされれば、使用者が過料を科されることを恐れて当該過料事件の証拠隠滅を行うおそれがあり、その結果、裁判所における過料の裁判に支障を及ぼすおそれがあるとともに、今後の同種事案に対する抑制効果が妨げられるおそれもあり、緊急命令の履行の強制事務の適正かつ円滑な実施の妨げとなる。また、当該訴訟における使用者の攻撃防御に資するものとなり得て、当該訴訟の遂行にも支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報は、緊急命令の履行の強制事務の適正かつ円滑な遂行上はもとより、救済命令等取消訴訟の遂行にも関連する手の内情報といえ、公にすることにより、当該事務の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法5条6号柱書きに該当する。

(3) 文書1及び文書2の各不開示部分について

ア 不開示維持部分（本文）

(ア) 本文の11ページ21行目から23行4文字目まで、12ページ6行目から9行目まで及び12行目から15行21文字目まで並びに15ページ12行目から14行目までの不開示部分

当該部分には、訴訟参加の申出について意見を求められた場合にどのように対応するかが具体的に記載されている。

これらの情報は、国（中労委）が行政訴訟等における対応方針等を決定していくために用いられるいわゆる手の内情報であり、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国（中労委）の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する。

(イ) 本文の22ページから25ページまでの不開示部分

当該部分には、訴訟対応及び国（中労委）として主張を行う際に

留意すべき点，着眼すべき点等が記載されている（22ページ9行目から29行目までは，請求の原因に対する認否を行う際に留意すべき点，着眼すべき点等，22ページ32行目から23ページ35行目まで，24ページ3行目から25ページ14行目までは，訴訟対応及び国（中労委）の主張を構成する際に留意すべき点，着眼すべき点等が記載されている。）。

これらの情報は，国（中労委）の手の内情報に該当し，これを公にした場合，争訟に係る事務に関し，国（中労委）の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため，法5条6号ロに該当する。

(ウ) 本文の26ページの不開示部分

a 当該部分には，訴訟対応及び国（中労委）として主張を行う際に留意すべき点，着眼すべき点等が記載されており，上記（イ）と同様の理由により，法5条6号ロに該当する。

b また，当該部分の情報は，和解調査の中で，中労委がどのような情報を収集するかについての情報であり，これが公になれば，本文59ページ22行15文字目から24行6行目までの記載及び本文63ページ5行目から6行目までの記載などとあいまって，そこに記載された文言のみによって，中労委が和解に際して得た資料の取扱いが誤って推認されるなどして，中労委に対する一方的な評価を招き，今後の中労委の審査手続において，和解調査を行う場合に，当事者に不信感を抱かれ，適正な情報収集ができなくなるなど，和解及び調査の事務に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きにも該当する（理由の追加）。

(エ) 本文の36ページから38ページまでの不開示部分

当該部分には，訴訟対応，及び，国（中労委）として準備書面を作成・提出することにより具体的な主張を行う際に留意すべき点，着眼すべき点等が記載されている。

これらの情報は，国（中労委）が行政訴訟等における対応方針等を決定していくために用いられるいわゆる手の内情報であって，関係法令の規定や民事訴訟の一般的な手続から容易に推認できるものではない。よって，これを公にすることにより，争訟に係る事務に関し，国（中労委）の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため，法5条6号ロに該当する。

(オ) 本文の39ページ1行目から10行目までの不開示部分

当該部分には，裁判所から釈明を求められた場合の留意事項等が記載されており，上記（エ）と同様の理由により，法5条6号ロに該当する。

(カ) 本文の39ページ17行目から40ページ9行目までの不開示部

分

当該部分には、原告から新たな主張・立証が行われた場合の留意事項等が記載されており、上記（エ）と同様の理由により、法5条6号ロに該当する。

(キ) 本文の40ページ30行目から41ページ1行目までの不開示部分

当該部分には、最終準備書面の作成・提出に関し、訴訟対応及び国（中労委）の主張を行う際の留意事項等が記載されており、上記（エ）と同様の理由により、法5条6号ロに該当する。

(ク) 本文の41ページ29行目から44ページまでの不開示部分

当該部分には、証拠の提出の際の留意事項等が記載されており、上記（エ）と同様の理由により、法5条6号ロに該当する。

(ケ) 本文の45ページ及び46ページの不開示部分

当該部分には、原告提出証拠等に対する訴訟対応における留意事項等が記載されており、上記（エ）と同様の理由により、法5条6号ロに該当する。

(コ) 本文の47ページ及び48ページの不開示部分

当該部分には、裁判所から釈明を求められた場合の留意事項等が記載されており、上記（エ）と同様の理由により、法5条6号ロに該当する。

(サ) 本文の49ページ及び50ページの不開示部分

当該部分には、証人尋問の申出が行われた場合や証人尋問が行われる場合の対応及び留意事項等が記載されており、上記（エ）と同様の理由により、法5条6号ロに該当する。

(シ) 本文の52ページの不開示部分

当該部分には、第1審判決に対して控訴を行うかどうかの内部の意思決定方法に係る事項が記載されており、上記（エ）と同様の理由により、法5条6号ロに該当する。

(ス) 本文の53ページ31行目から54ページ7行目まで及び54ページ33行目から35行目までの不開示部分

当該部分には、第1審判決に対して控訴を行うかどうかの内部の意思決定方法や留意すべき点についての具体的事項が記載されており、上記（エ）と同様の理由により、法5条6号ロに該当する。

(セ) 本文の59ページ22行15文字目から24行6文字目までの不開示部分

当該部分には、訴訟上の和解の期日における具体的な対応について記載されており、上記（ア）と同様の理由により、法5条6号ロに該当する。

(ソ) 本文の63ページの不開示部分

当該部分には、裁判外で成立した労使間の和解について情報を把握する際の留意事項が具体的に記載されている。

当該部分が公になれば、本文26ページ27行目から33行目までの記載及び本文59ページ22行15文字目から24行6行目までの記載などとあいまって、そこに記載された文言のみによって、中労委が和解に際して得た資料の取扱いが誤って推認されるなどして、中労委に対する一方的な評価を招き、今後の中労委の審査手続において、和解調査を行う場合に、当事者に不信感を抱かれ、適正な情報収集ができなくなる（今後、関係者の任意の協力を得て適正な情報把握をすることが困難になる）など、和解及び調査の事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当する（同号ロから理由を差替え）。

(タ) 本文の67ページ及び68ページの不開示部分

当該部分は、不開示とした本文の53ページ31行目から54ページ7行目までに記載の内容を引用していることから、上記（ス）と同様の理由により、法5条6号ロに該当する。

(チ) 本文の69ページの不開示部分

当該部分には、控訴提起を行った場合の訴訟対応及び主張立証に係る留意事項等が記載されており、上記（エ）と同様の理由により、法5条6号ロに該当する。

(ツ) 本文の72ページの不開示部分

当該部分には、控訴の取下げを求められた場合の対応が具体的に記載されており、上記（エ）と同様の理由により、法5条6号ロに該当する。

(テ) 本文の88ページ及び89ページの不開示部分

当該部分には、判決について報道機関から取材が見込まれる場合の留意事項等が記載されている。

よって、これを公にすると、報道機関への適正な対応が困難となり、広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当する（同号ロから理由の差替え）。

(ト) 本文の92ページ17行目から23行目までの不開示部分

当該部分には、緊急命令の履行をめぐって、過去にどのような場合にどのような対応をしたかの具体的な事例が記載されている。

上記（2）アのとおり、中労委としては、緊急命令申立手続を法5条6号ロの「争訟」に当たると解している。よって、当該部分の情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、今後の争訟に係る事務に関し、国（中労委）の当事者と

しての地位を不当に害するおそれがあり、法5条6号ロに該当する。

また、当該部分の情報は、上記（2）イのとおり、緊急命令の履行の強制事務に関する情報であり、ここに含まれる中労委の視点や方針が公にされれば、緊急命令の履行の強制事務の適正かつ円滑な実施の妨げとなることから、同条6号柱書きにも該当する（理由の追加）。

（ナ）本文の92ページ24行目から93ページ1行目までの不開示部分

当該部分には、確定判決の支持を受けた命令に係る履行状況について、使用者側と労働者側の回答内容に齟齬がある場合に、検察官に対する不履行通知を行うか否か、行わない場合にはどのような対応が考え得るか等について具体的に記載されている。

上記（1）アのとおり、中労委としては、救済命令不履行通知に係る事務を法5条6号ロの「争訟」に関連する事務であると解している。したがって、当該部分の情報は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国（中労委）の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、法5条6号ロに該当する。

また、上記（1）イのとおり、当該部分の情報は、救済命令の履行の強制事務の適正かつ円滑な遂行する上での手の内情報といえ、公にすることにより、当該事務の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるから、同号柱書きにも該当する（理由の追加）。

（ニ）本文の98ページ14行目から18行目までの不開示部分

当該部分には、緊急命令申立にあたって履行調査を行う中での留意事項として、取消訴訟が係属している場合の中労委命令の履行に関する中労委の見解及び当該見解を採用する理由が記載されており、上記（ト）と同様の理由により、法5条6号ロに該当するとともに、同号柱書きにも該当する（理由の追加）。

（ヌ）本文の98ページ20行目から32行目まで及び99ページの不開示部分

当該部分には、緊急命令申立ての可否を判断する際の情報収集の対象、手法、収集する資料及び緊急命令申立て後の留意事項等が記載されており、上記（ト）と同様の理由により、法5条6号ロに該当するとともに同号柱書きにも該当する（理由の追加）。

（ネ）本文の100ページの不開示部分

当該部分には、緊急命令申立ての可否を判断するための基準及び留意事項等が記載されており、上記（ト）と同様の理由により、法

5条6号ロに該当するとともに、同号柱書きにも該当する（理由の追加）。

(ノ) 本文の102ページ及び103ページの不開示部分

当該部分には、緊急命令申立書に記載すべき具体的内容、提出すべき疎明資料の具体的内容等についての情報が記載されており、上記（ト）と同様の理由により、法5条6号ロに該当するとともに、同号柱書きにも該当する（理由の追加）。

(ハ) 本文の105ページの不開示部分

当該部分には、緊急命令申立事件において、裁判所が意見を求める場合についての中労委の見解及び具体的な対応方針が記載されており、上記（ト）と同様の理由により、法5条6号ロに該当するとともに、同号柱書きにも該当する（理由の追加）。

(ヒ) 本文の107ページから108ページ20行目までの不開示部分

当該部分には、緊急命令申立てを却下する決定が出された場合の対応、作成・収集する資料、留意事項等が記載されており、上記（ト）と同様の理由により、法5条6号ロに該当するとともに、同号柱書きにも該当する（理由の追加）。

(フ) 本文の108ページ32行目から109ページまでの不開示部分

当該部分には、緊急命令が発せられ使用者側から抗告があった場合の対応方針等が記載されており、上記（ト）と同様の理由により、法5条6号ロに該当するとともに、同号柱書きにも該当する（理由の追加）。

(ヘ) 本文の110ページから111ページ4行目までの不開示部分

当該部分には、緊急命令後に履行状況の調査をし、緊急命令不履行通知を行うか否かの検討を行う際の留意事項等が記載されており、上記（ト）と同様の理由により、法5条6号ロに該当するとともに、同号柱書きにも該当する（理由の追加）。

(ホ) 本文の111ページ13行目から14行目まで、18行目から21行目まで及び29行目から30行目までの不開示部分

当該部分には、緊急命令不履行通知に添付する具体的な資料及び通知を行う際の留意事項等（13行目から14行目までについては裁判所に対する送付書類、18行目から21行目まで及び29行目から30行目までは参考通知に係るもの。）が記載されており、上記（ト）と同様の理由により、法5条6号ロに該当するとともに、同号柱書きにも該当する（理由の追加）。

(マ) 本文の112ページの不開示部分

当該部分には、緊急命令不履行通知後に、過料の裁判の結果について、中労委としていかなる対応を執るべきかが記載されており、

上記（ト）と同様の理由により，法5条6号ロに該当するとともに，同号柱書きにも該当する（理由の追加）。

（ミ）本文の113ページ及び114ページの不開示部分

当該部分には，緊急命令が発せられ，過料の裁判がされて，使用者側から執行停止の申立があり，これについて裁判所から申立人としての意見を求められた場合に，どのような事項を検討し，どのような内容の意見書を提出すべきか等について，具体的に記載されており，上記（ト）と同様の理由により，法5条6号ロに該当するとともに，同号柱書きにも該当する（理由の追加）。

（ム）本文別表の2ページの不開示部分

当該部分には，法務省及び東京法務局の連絡先の内線番号，FAX番号及び電話番号が記載されており，これらは，一般には公表されていない法務省及び東京法務局の担当部署の内線番号，FAX番号及び電話番号である。

これらの情報が公にされた場合には，いたずらや偽計といった業務妨害に使用されるなど，当該担当部署において必要とする業務上の連絡などに支障を来すことも否定できず，法務省及び東京法務局が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条6号柱書きに該当する。

イ 不開示維持部分（様式・文例）

（ア）様式・文例の目次2枚目11行目の不開示部分

対応する様式・文例に係る下記（ケ）と同様の理由により，法5条6号ロに該当する。

（イ）様式・文例の目次2枚目13行目の不開示部分

対応する様式・文例に係る下記（コ）と同様の理由により，法5条6号ロに該当する。

（ウ）様式・文例の目次2枚目28行目の不開示部分

対応する様式・文例に係る下記（サ）と同様の理由により，法5条4号並びに6号柱書き及びロに該当する。

（エ）様式・文例の目次3枚目17行目の不開示部分

対応する様式・文例に係る下記（シ）と同様の理由により，法5条6号柱書き及びロに該当する。

（オ）様式・文例の目次の3枚目26行目の不開示部分

対応する様式・文例に係る下記（ス）と同様の理由により，法5条6号柱書き及びロに該当する。

（カ）様式・文例の目次の3枚目33行目の不開示部分

対応する様式・文例に係る下記（ソ）と同様の理由により，法5条6号柱書き及びロに該当する。

(キ) 様式・文例の目次 4 枚目 8 行目の不開示部分

対応する様式・文例に係る下記（チ）と同様の理由により，法 5 条 6 号柱書き及びロに該当する。

(ク) 様式・文例の目次 4 枚目 10 行目の不開示部分

対応する様式・文例に係る下記（テ）と同様の理由により，法 5 条 6 号柱書き及びロに該当する。

(ケ) 様式・文例の 50 ページの不開示部分

上記ア（シ）に対応する書式であり，上記ア（シ）記載の具体的な内容が含まれる。よって，上記ア（シ）と同様の理由により，法 5 条 6 号ロに該当する。

(コ) 様式・文例の 52 ページの不開示部分

本文の 54 ページ 33 行目から 35 行目までに対応する書式であり，同部分記載の具体的な内容が含まれる。よって，上記ア（ス）と同様の理由により，法 5 条 6 号ロに該当する。

(サ) 様式・文例の 75 ページから 77 ページの不開示部分

当該部分には，救済命令不履行通知を行う際の様式及び具体的な記載例，疎明資料の標目等が記載されており，上記ア（ナ）と同様の理由により，法 5 条 6 号ロに該当するとともに，上記（1）イの理由により，同条 6 号柱書きにも該当する（理由の追加）。

さらに，上記（1）イのとおり，使用者が刑罰を科されることを恐れて当該事件の証拠隠滅を行うおそれがあり，犯罪の捜査や公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるから，同条 4 号にも該当する。

(シ) 様式・文例の 106 ページの不開示部分

当該部分には，本文の 111 ページ 18 行目から 21 行目までの部分に記載の具体的な内容が含まれる。

よって，上記ア（ホ）と同様の理由により，法 5 条 6 号柱書き及びロに該当する。

(ス) 様式・文例の 116 ページの不開示部分

当該部分には，本文の 98 ページ 20 行目から 32 行目までの部分に記載の具体的な内容が含まれる。

よって，上記ア（ヌ）と同様の理由により，法 5 条 6 号柱書き及びロに該当する。

(セ) 様式・文例の 118 ページ及び 119 ページの不開示部分

当該部分には，緊急命令の要件該当性及び疎明資料の項目について，具体的な内容が記載されている。

よって，上記ア（ノ）と同様の理由により，法 5 条 6 号柱書き及びロに該当する。

(ソ) 様式・文例の125ページの不開示部分

当該部分には、緊急命令却下決定に対し、申立人当事者として抗告するか否かの内部的意志決定手続に係る情報が記載されている。

よって、上記ア（ヒ）と同様の理由により、法5条6号柱書き及びロに該当する。

(タ) 様式・文例の127ページ及び128ページの不開示部分

当該部分には、緊急命令却下決定に対し、申立人当事者として抗告する場合にどのような理由付けを行い、どのような疎明資料を提出するかに係る情報が記載されている。

よって、上記ア（ヒ）と同様の理由により、法5条6号柱書き及びロに該当する。

(チ) 様式・文例の136ページの不開示部分

当該部分には、緊急命令が認容されたが、同命令の履行がされない場合に、緊急命令不履行通知を行うか否かの内部的意志決定に係る情報が記載されている。

よって、上記ア（ヘ）と同様の理由により、法5条6号柱書き及びロに該当する。

(ツ) 様式・文例の138ページの不開示部分

当該部分には、緊急命令不履行通知を行うに当たり、どのような意思決定を行い、どのような疎明資料を提出すべきかについて、具体的な例が記載されている。

よって、上記ア（ホ）と同様の理由により、法5条6号柱書き及びロに該当する。

(テ) 様式・文例の139ページの不開示部分

当該部分には、緊急命令不履行の参考通知について、具体的な例が記載されている。

よって、上記ア（ホ）と同様の理由により、法5条6号柱書き及びロに該当する。

ウ 新たに開示することとする部分

(ア) 本文の4ページ、17ページから18ページまで、70ページ及び97ページ並びに様式・文例の29ページの不開示部分

当該部分の情報は、訴訟における一般的な確認事項にとどまっておき、法5条6号ロの不開示事由に該当しないため、開示することとする。

(イ) 本文の6ページから7ページまで、20ページ及び57ページの不開示部分

当該部分の情報は、いわゆる手の内情報であるとはいえず、法5条6号ロの不開示事由に該当しないため、開示することとする。

(ウ) 本文の 11 ページ 23 行 5 文字目から 28 行目まで、12 ページ 15 行 22 文字目から 19 行目まで及び 15 ページ 21 行目から 22 行目までの不開示部分

当該部分の情報は、関係法令から明らかな情報又は訴訟における一般的な確認事項にとどまっており、法 5 条 6 号ロの不開示事由に該当しないため、開示することとする。

(エ) 本文の 56 ページの不開示部分

当該部分の情報は、他の文献等から明らかな情報であり、法 5 条 6 号ロの不開示事由に該当しないため、開示することとする。

(オ) 本文の 58 ページ、59 ページ 8 行目から 9 行目まで、21 行目から 22 行 14 文字目まで及び 24 行 7 文字目から 31 行目まで、60 ページ並びに 62 ページの不開示部分

当該部分の情報は、他の開示部分から明らかであるか、一般的な事項の記載であるにとどまり、法 5 条 6 号ロの不開示事由に該当しないため、開示することとする。

(カ) 様式・文例の 137 ページの不開示部分

当該部分については、法 5 条 6 号ロの不開示事由に該当しないため、開示することとする。

#### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 4 年 6 月 6 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月 16 日 審議
- ④ 同年 7 月 19 日 審査請求人から意見書 1 及び資料を收受
- ⑤ 令和 5 年 2 月 9 日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月 27 日 審査請求人から意見書 2 及び資料を收受
- ⑦ 同年 3 月 2 日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑧ 同月 23 日 審議

#### 第 5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の 1 に掲げる 2 文書であり、処分庁は、その一部を法 5 条 4 号並びに 6 号柱書き及びロに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めていると解される。

諮問庁は、別紙の 2 に掲げる部分について、新たに開示することとする一方、別表の 2 欄に掲げる不開示部分については、上記第 3 の 1 及び 2 のとおり不開示理由を追加した上で、なお不開示とすべきとしていることか

ら、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、別表の2欄に掲げる不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会において開示実施文書を確認したところ、本件対象文書のうち様式・文例の28ページに、FAX番号がマスキングされずに記載されていることが認められる。この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、当該FAX番号は原処分における不開示部分に含まれていたものの、誤って開示実施したものである旨説明することから、当該部分については判断しない。

## 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

本件対象文書は、不当労働行為事件に係る救済命令等の取消請求訴訟（以下「命令取消訴訟」という。）に関する事務処理について記載された、中労委事務局職員の執務用のマニュアルであると認められる。

以下、本件対象文書に記載された、別表の2欄に掲げる各不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件対象文書の冒頭の既開示部分において、「指定代理人である委員に相談し、指示を受けることが肝要である」旨記載され、以降の個別の事務処理等に係る既開示部分においても、当該委員に報告・相談・協議等を行う旨及びその指示を受けて対応する旨が多数記載されていることが認められるため、判断中に個別に明記しない場合においても、この点を踏まえるものである。

### (1) 通番1の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)ア(ア)のとおり、当該部分が法5条6号ロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、命令取消訴訟への第三者の訴訟参加に関する対応方針が記載されていると認められる。

ウ 本文の11ページ21行目から23行4文字目までの部分及び15ページ12行目から14行目までの部分について

これを公にした場合、第三者の訴訟参加に関する対応方針が明らかとなるものの、通常想定される内容にとどまるから、いわゆる手の内情報であるとはいえず、今後の命令取消訴訟への対応において、相手方と対等な立場で適切にこれを遂行することに支障を来す等、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないから、法5条6号ロに該当するとは認められない。

エ 本文の12ページ6行目から9行目までの部分について

諮問庁が新たに開示することとしている部分の記載と同種の内容であり、かつ、既開示部分の記載からおのずと明らかであるから、上記ウと同様の理由により、法5条6号ロに該当するとは認められな

い。

オ 本文の12ページ12行目から15行21文字目までの部分について

参加申立人が第三者であることにより通常想定され得る事態に係る内容にとどまるから、上記ウと同様の理由により、法5条6号ロに該当するとは認められない。

カ したがって、当該部分（別紙の3（1）に掲げる部分）は、法5条6号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。

(2) 通番2の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2（3）ア（イ）のとおり、当該部分が法5条6号ロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、答弁書の作成に関する留意事項等が記載されていると認められる。

ウ 別紙の3（2）に掲げる部分について

既開示部分の記載からおのずと明らか又は訴訟対応における一般的な内容等にとどまるから、上記（1）ウと同様の理由により、法5条6号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。

エ 別紙の3（2）に掲げる部分以外の部分について

（ア）これを公にすると、訴状の記載に対して認否をするに当たっての具体的な基準や方針等が明らかになると認められる。

（イ）したがって、今後の命令取消訴訟への対応において、相手方と対等な立場で適切にこれを遂行することに支障を来す等、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるから、法5条6号ロに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 通番3の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2（3）ア（ウ）のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、労働委員会段階における和解の経過を裁判所に回答する場合における、中労委が収集した情報の取扱いに関する留意事項が記載されていると認められる。

ウ 当該部分（別紙の3（3）に掲げる部分）は、諮問庁が新たに開示することとしている部分の記載と同種の内容であり、かつ、その内容からも、これを公にしても、今後の中労委の和解及び調査の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないこと及び上記（1）ウと同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

(4) 通番4の不開示維持部分について

- ア 諮問庁は、上記第3の2(3)ア(エ)のとおり、当該部分が法5条6号ロに該当する旨説明する。
- イ 当該部分には、準備書面の作成に関する留意事項等が記載されていると認められる。
- ウ 別紙の3(4)に掲げる部分について  
当該部分は、既開示部分の記載からおのずと明らか又は訴訟対応における一般的な内容等にとどまるから、上記(1)ウと同様の理由により、法5条6号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。
- エ 別紙の3(4)に掲げる部分以外の部分について  
これを公にすると、準備書面の作成に関する具体的な留意事項や方針が明らかとなるから、上記(2)エ(イ)と同様の理由により、法5条6号ロに該当し、不開示としたことは妥当である。
- (5) 通番5の不開示維持部分について
- ア 諮問庁は、上記第3の2(3)ア(オ)のとおり、当該部分が法5条6号ロに該当する旨説明する。
- イ 当該部分には、裁判所から釈明を求められた場合の留意事項が記載されていると認められる。
- ウ 当該部分(別紙の3(5)に掲げる部分)は、訴訟対応における一般的な内容にとどまるから、上記(1)ウと同様の理由により、法5条6号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。
- (6) 通番6の不開示維持部分について
- ア 諮問庁は、上記第3の2(3)ア(カ)のとおり、当該部分が法5条6号ロに該当する旨説明する。
- イ 当該部分には、原告から新たな主張・立証が行われた場合の留意事項が記載されていると認められる。
- ウ 当該部分(別紙の3(6)に掲げる部分)は、既開示部分に記載された裁判例その他の中労委ウェブサイト内の「労働委員会関係 命令・裁判例データベース」(以下「中労委DB」という。)に掲載された裁判例における判断の記載からおのずと明らか又は訴訟対応における一般的な内容等にとどまるから、上記(1)ウと同様の理由により、法5条6号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。
- (7) 通番7の不開示維持部分について
- ア 諮問庁は、上記第3の2(3)ア(キ)のとおり、当該部分が法5条6号ロに該当する旨説明する。
- イ 当該部分には、最終準備書面の作成・提出に関する留意事項が記載されていると認められる。
- ウ 当該部分(別紙の3(7)に掲げる部分)は、既開示部分の記載か

らおのずと明らか又は訴訟対応における一般的な内容にとどまるから、上記（１）ウと同様の理由により、法５条６号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。

（８）通番８の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第３の２（３）ア（ク）のとおり、当該部分が法５条６号ロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、証拠提出の際の留意事項が記載されていると認められる。

ウ 当該部分（別紙の３（８）に掲げる部分）は、既開示部分に記載された証拠提出に係る事務的・手続的な内容と同旨の内容にとどまり、その内容を公にしても、国としての証拠提出の対応等に不当な影響が生じるとは認め難いから、上記（１）ウと同様の理由により、法５条６号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。

（９）通番９の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第３の２（３）ア（ケ）のとおり、当該部分が法５条６号ロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、原告から提出された証拠等に関する留意事項等が記載されていると認められる。

ウ 別紙の３（９）に掲げる部分について

当該部分は、労組法の規定からおのずと明らか又は訴訟対応における一般的な内容にとどまるから、上記（１）ウと同様の理由により、法５条６号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。

エ 別紙の３（９）に掲げる部分以外の部分について

これを公にすると、原告から提出された書証の認否に関する具体的な留意事項や方針が明らかとなるから、上記（２）エ（イ）と同様の理由により、法５条６号ロに該当し、不開示としたことは妥当である。

（１０）通番１０の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第３の２（３）ア（コ）のとおり、当該部分が法５条６号ロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、裁判所から釈明を求められた場合の留意事項等が記載されていると認められる。

ウ 当該部分（別紙の３（１０）に掲げる部分）は、上記（５）ウと同様の理由により、法５条６号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。

（１１）通番１１の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第３の２（３）ア（サ）のとおり、当該部分が法５条６号ロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、証人尋問の申出が行われた場合や証人尋問が行われる場合の対応及び留意事項等が記載されていると認められる。

ウ 別紙の3(11)に掲げる部分について

上記(5)ウと同様の理由により、法5条6号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。

エ 別紙の3(11)に掲げる部分以外の部分について

これを公にすると、原告からなされた証人尋問の申出に対する具体的な留意事項や方針が明らかとなるから、上記(2)エ(イ)と同様の理由により、法5条6号ロに該当し、不開示としたことは妥当である。

(12) 通番12の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)ア(シ)のとおり、当該部分が法5条6号ロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、命令取消訴訟における特定の場合における控訴の提起に関する意思決定方法に係る事項が記載されていると認められる。

ウ 当該部分(別紙の3(12)に掲げる部分)は、既開示部分の記載からおのずと明らかであり、かつ、その内容からも、上記(1)ウと同様の理由により、法5条6号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。

(13) 通番13の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)ア(ス)のとおり、当該部分が法5条6号ロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、控訴の提起に関する対応方針や中労委内部の意思決定方法が記載されていると認められる。

ウ 別紙の3(13)に掲げる部分について

当該部分は、既開示部分の記載からおのずと明らかであり、かつ、その内容からも、上記(1)ウと同様の理由により、法5条6号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。

エ 別紙の3(13)に掲げる部分以外の部分について

これを公にすると、国として円滑かつ適確に控訴を提起するための具体的な対応方針が明らかになると認められるから、上記(2)エ(イ)と同様の理由により、法5条6号ロに該当し、不開示としたことは妥当である。

(14) 通番14の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)ア(セ)のとおり、当該部分が法5条6号ロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、訴訟上の和解の期日における具体的な対応方針等について記載されていると認められる。

ウ 当該部分を公にすると、訴訟上の和解に向けて中労委が行う対応の具体的内容や方針が明らかとなるから、上記（２）エ（イ）と同様の理由により、法５条６号ロに該当し、不開示としたことは妥当である。

（１５）通番１５の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第３の２（３）ア（ソ）のとおり、当該部分が法５条６号柱書きに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、裁判外で成立した労使間の和解について情報を把握する際の留意事項等が記載されていると認められる。

ウ 別紙の３（１４）に掲げる部分について

当該部分は、既開示部分の記載及び諮問庁が新たに開示することとしている部分の記載から、裁判外で成立した労使間の和解後において、その和解協定の内容を中労委が把握することがおのずと明らかであり、その内容を公にしても、今後の中労委の和解及び調査の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないから、法５条６号柱書きに該当するとは認められず、開示すべきである。

エ 別紙の３（１４）に掲げる部分以外の部分について

これを公にすると、裁判外で成立した労使間の和解について中労委が行う情報収集の具体的な留意事項や方針等が明らかとなり、今後、関係者の任意の協力を得て円滑かつ適確な情報把握をすることが困難になる等、今後の中労委の和解及び調査に関する事務に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（１６）通番１６の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第３の２（３）ア（タ）のとおり、当該部分が法５条６号ロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、控訴を提起した旨の第一審参加人（補助参加人）に対する通知に関する留意事項が記載されていると認められる。

ウ 別紙の３（１５）に掲げる部分について

諮問庁が新たに開示することとしている部分の記載の一部と同種の内容であるから、上記（１）ウと同様の理由により、法５条６号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。

エ 別紙の３（１５）に掲げる部分以外の部分について

上記（１３）エで不開示妥当と判断した記載の一部を前提とする内容であるから、上記（１３）エと同様の理由により、法５条６号ロに該当し、不開示としたことは妥当である。

（１７）通番１７の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第３の２（３）ア（チ）のとおり、当該部分が法５条６号ロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、控訴理由書や控訴審における準備書面等の作成に関する留意事項等が記載されていると認められる。

ウ 当該部分（別紙の3（16）に掲げる部分）は、控訴理由書の趣旨を踏まえた訴訟対応における一般的な内容にとどまるから、上記（1）ウと同様の理由により、法5条6号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。

（18）通番18の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2（3）ア（ツ）のとおり、当該部分が法5条6号ロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、控訴の取下げを求められた場合の対応方針が記載されていると認められる。

ウ 当該部分（別紙の3（17）に掲げる部分）は、既開示部分の記載及び諮問庁が新たに開示することとしている部分の記載からおのずと明らか又は上記（13）ウのとおり開示すべきとした別紙の3（13）に掲げる部分と同種の内容であるから、上記（1）ウと同様の理由により、法5条6号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。

（19）通番19の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2（3）ア（テ）のとおり、当該部分が法5条6号柱書きに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、命令取消訴訟に係る判決を受けた広報事務の対応方針等が記載されていると認められる。

ウ 別紙の3（18）に掲げる部分について

取材対応に関する一般的な内容にとどまり、これを公にしても、諮問庁が説明するおそれがあるとは認められないから、法5条6号柱書きに該当するとは認められず、開示すべきである。

エ 別紙の3（18）に掲げる部分以外の部分について

これを公にすると、命令取消訴訟に係る判決を受けた広報事務の具体的な対応方針等が明らかとなり、当該方針等をめぐって報道機関を始めとする外部からの問合せ・意見・協議が多発し得る等、今後の広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（20）通番20の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2（3）ア（ト）のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、救済命令不履行通知に係る対応に関連して、緊急命令の履行状況をめぐる過去の事例及び当該事例において採られた対応が記載されていると認められる。

ウ 別紙の3（19）に掲げる部分について

（ア）緊急命令の履行状況をめぐる過去の個別事例において採られた対応の概要にとどまり、かつ、履行状況調査の回答内容を踏まえて「必要に応じて詳しい事情を聴取」する旨が既開示部分から明らかである以上、これを公にしても、諮問庁が説明する証拠隠滅のおそれその他の今後の緊急命令に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認め難いから、法5条6号柱書きに該当するとは認められない。

（イ）上記第3の2（2）アの諮問庁の説明によれば、緊急命令に係る履行状況調査や緊急命令不履行通知は、裁判所の緊急命令の決定後に、これに違反する使用者に対して裁判所が行う「過料についての裁判」（非訟事件手続法120条）に向けた手続であるところ、国（中労委）は飽くまで裁判所の職権発動を促す立場であって、当該訴訟の当事者として、使用者と対等な立場で遂行するものとは認められず、また、その内容から、命令取消訴訟との関係においても、上記（1）ウと同様の理由により、法5条6号ロに該当するとは認められない。

（ウ）したがって、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

エ 別紙の3（19）に掲げる部分以外の部分について

これを公にすると、当該事例の当事者が明らかとなり、当該対応が採られた場合に、じ後にその事実が公にされる可能性を恐れて、今後の個別事例において当該対応が忌避される可能性があるなど、今後の緊急命令の履行状況調査等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法5条6号柱書きに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（21）通番21の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2（3）ア（ナ）のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、履行状況調査の回答内容が異なる場合の救済命令不履行通知に関する中労委の対応方針等が記載されていると認められる。

ウ これを公にすると、救済命令不履行通知の回避を企図する使用者により対応策が講じられる等、確定判決により支持された命令に係る履行状況調査及び救済命令不履行通知に係る今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められるから、法5条6号柱書きに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（22）通番22の不開示維持部分について

- ア 諮問庁は、上記第3の2(3)ア(ニ)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。
- イ 当該部分には、命令取消訴訟が係属中の救済命令の履行状況に関する中労委の見解及びその理由が記載されていると認められる。
- ウ 当該部分(別紙の3(20)に掲げる部分)は、労組法の規定を始めとする既開示部分の記載及び上記第3の2(2)ア(ア)の諮問庁の説明から通常想定される内容にとどまると認められる。
- エ したがって、諮問庁が説明する証拠隠滅のおそれその他の今後の緊急命令に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、また上記(1)ウと同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

(23) 通番23の不開示維持部分について

- ア 諮問庁は、上記第3の2(3)ア(ヌ)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。
- イ 当該部分には、緊急命令申立ての要否を判断する際の情報収集の対象、手法、収集する資料及び緊急命令申立て後の留意事項等が記載されていると認められる。
- ウ 別紙の3(21)に掲げる部分について  
当該部分は、既開示部分の記載から明らかであるから、上記(2)エと同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

エ 別紙の3(21)に掲げる部分以外の部分について

これを公にすると、緊急命令申立ての要否の判断に関する中労委の具体的な対応方針及び緊急命令の要件に関する考え方等が一体として明らかとなり、緊急命令申立ての回避を企図する使用者により対応策が講じられる等により、今後の円滑かつ適確な緊急命令申立てに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法5条6号柱書きに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(24) 通番24の不開示維持部分について

- ア 諮問庁は、上記第3の2(3)ア(ネ)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。
- イ 当該部分には、緊急命令申立ての要否の判断基準等が記載されていると認められる。
- ウ 当該部分を公にすると、救済命令の内容に応じた緊急命令申立ての要否の具体的な判断基準等が明らかとなり、悪意のある使用者において当該基準を見据えた対応を容易にし得る等、今後の不当労働行為事件の審査等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法

5条6号柱書きに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(25) 通番25の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)ア(ノ)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、緊急命令申立書の記載内容や疎明資料等が記載されていると認められる。

ウ 当該部分(別紙の3(22)に掲げる部分)は、既開示部分の記載からおのずと明らか又は通常想定される内容にとどまるから、上記(22)エと同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

(26) 通番26の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)ア(ハ)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、緊急命令申立事件における使用者の提出書面に関して、裁判所が労働委員会に意見を求める場合についての中労委の見解及び対応方針等が記載されていると認められる。

ウ 当該部分(別紙の3(23)に掲げる部分)は、裁判所の対応に対する中労委の推測を交えた一般的な評価や、意見書の作成において通常想定される対応内容にとどまるから、上記(22)エと同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

(27) 通番27の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)ア(ヒ)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、緊急命令申立てが却下された場合の対応、作成・収集する資料、留意事項等が記載されていると認められる。

ウ 当該部分(別紙の3(24)に掲げる部分)は、既開示部分の記載からおのずと明らかであり、当該手続から通常想定される内容にとどまるから、上記(22)エと同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

(28) 通番28の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)ア(フ)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、緊急命令の決定に対して使用者側から抗告があった場合の対応方針等が記載されていると認められる。

ウ 当該部分(別紙の3(25)に掲げる部分)は、民事訴訟法の規定を踏まえた訴訟対応における一般的な内容にとどまるから、上記(2

2) エと同様の理由により，法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず，開示すべきである。

(29) 通番29の不開示維持部分について

ア 諮問庁は，上記第3の2(3)ア(へ)のとおり，当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には，緊急命令の履行状況を調査し，緊急命令不履行通知の可否の検討を行う際の留意事項等が記載されていると認められる。

ウ 当該部分(別紙の3(26)に掲げる部分)は，既開示部分の記載及び上記(28)ウのとおり開示すべきとした別紙の3(25)に掲げる部分からおのずと明らかであり，その内容からも，今後の緊急命令に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず，また上記(20)ウ(イ)と同様の理由により，法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず，開示すべきである。

(30) 通番30の不開示維持部分について

ア 諮問庁は，上記第3の2(3)ア(ホ)のとおり，当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には，緊急命令不履行通知の添付資料及び緊急命令不履行の参考通知に係る情報が記載されていると認められる。

ウ 別紙の3(27)に掲げる部分について

当該部分は，同種の内容である救済命令不履行通知の添付資料の記載を含めた既開示部分の記載からおのずと明らかであり，上記(29)ウと同様の理由により，法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず，開示すべきである。

エ 別紙の3(27)に掲げる部分以外の部分について

これを公にすると，緊急命令不履行の参考通知に係る具体的な対応が明らかとなり，その内容をめぐって使用者が中労委に対して無用な疑念を抱く等により，今後の不当労働行為事件の審査等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから，法5条6号柱書きに該当し，同号ロについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

(31) 通番31の不開示維持部分について

ア 諮問庁は，上記第3の2(3)ア(マ)のとおり，当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には，過料の裁判の結果に関する中労委の対応方針が記載されていると認められる。

ウ 別紙の3(28)に掲げる部分について

当該部分は，既開示部分の記載から，裁判所による過料の裁判の決定内容を中労委が確認すること等が明らかであり，上記(29)ウ

と同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

エ 別紙の3(28)に掲げる部分以外の部分について

これを公にすると、過料の裁判の結果に関する具体的な対応内容が明らかとなり、その内容をめぐって使用者が中労委に対して無用な疑念を抱く等により、今後の不当労働行為事件の審査等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法5条6号柱書きに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(32) 通番32の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)ア(ミ)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、執行停止の申立てに対して裁判所から意見を求められた場合の中労委の対応方針が記載されていると認められる。

ウ 別紙の3(29)に掲げる部分について

当該部分は、既開示部分の記載及び行政事件訴訟法の規定からおのずと明らかであり、その内容からも、今後の命令取消訴訟に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、また上記(1)ウと同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

エ 別紙の3(29)に掲げる部分以外の部分について

これを公にすると、執行停止の是非に関する中労委の具体的な着眼点が明らかとなり、不当労働行為事件の審査や命令取消訴訟において使用者による主張を容易にし得る等により、今後の不当労働行為事件の審査等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法5条6号柱書きに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(33) 通番33の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)ア(ム)のとおり、当該部分が法5条6号柱書きに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、法務省の担当部署の内線番号及びFAX番号並びに東京法務局の担当部署の電話番号が記載されている。

ウ 当審査会事務局職員をして法務省及び東京法務局のウェブサイト等を確認させたところ、当該部分の情報が一般に公表されているとは認められず、これを公にすると、業務上必要な連絡に支障を来す等、法務省及び東京法務局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は否定し難いから、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(34) 通番34の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)イ(ア)のとおり、当該部分が法5条6号ロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、「行文例20」の名称が記載されていると認められる。

ウ 当該部分(別紙の3(30)に掲げる部分)は、上記(12)ウと同様の理由により、法5条6号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。

(35) 通番35の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)イ(イ)のとおり、当該部分が法5条6号ロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、「行文例22」の名称が記載されていると認められる。

ウ 当該部分(別紙の3(31)に掲げる部分)は、上記(13)ウと同様の理由により、法5条6号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。

(36) 通番36の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)イ(ウ)のとおり、当該部分が法5条4号並びに6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、「行文例37」の名称が記載されていると認められる。

ウ 既開示部分の記載から、「行文例37」が救済命令不履行通知に係る部会審議用のメモであることが明らかである。

エ 上記第3の2(1)アの諮問庁の説明によれば、救済命令不履行通知は、労組法28条の刑罰の適用に係る刑事訴訟に向けた手続であるから、法5条6号ロに該当するとは認められない。

また、諮問庁が説明する証拠隠滅のおそれその他の今後の犯罪の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれ並びに今後の救済命令不履行通知等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、法5条4号及び6号柱書きに該当するとは認められない。

したがって、当該部分(別紙の3(32)に掲げる部分)は、法5条4号並びに6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

(37) 通番37の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)イ(エ)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、「緊様式14」の名称が記載されていると認められる。

ウ 別紙の3(33)に掲げる部分について

当該部分は、既開示部分及び上記第3の2(3)イ(エ)の諮問庁の説明から、「緊様式14」が緊急命令不履行通知に関する様式であることはおのずと明らかであり、上記(29)ウと同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

エ 別紙の3(33)に掲げる部分以外の部分について

上記(30)エと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(38) 通番38の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)イ(オ)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、「緊文例1」の名称が記載されていると認められる。

ウ 当該部分(別紙の3(34)に掲げる部分)は、既開示部分の記載から、「緊文例1」が緊急命令申立てに係る部会審議用のメモであることは明らかであるから、上記(22)エと同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

(39) 通番39の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)イ(カ)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、「緊文例8」の名称が記載されていると認められる。

ウ 当該部分(別紙の3(35)に掲げる部分)は、既開示部分の記載から、「緊文例8」が緊急命令申立てを却下する決定に対する抗告に係る部会審議用のメモであることは明らかであるから、上記(22)エと同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

(40) 通番40の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)イ(キ)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、「緊文例17」の名称が記載されていると認められる。

ウ 当該部分(別紙の3(36)に掲げる部分)は、既開示部分の記載から、「緊文例17」が緊急命令不履行通知に係る部会審議用のメモであることは明らかであるから、上記(29)ウと同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

(4 1) 通番 4 1 の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第 3 の 2 (3) イ (ク) のとおり、当該部分が法 5 条 6 号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、「緊文例 1 9」の名称が記載されていると認められる。

ウ 別紙の 3 (3 7) に掲げる部分について

当該部分は、既開示部分の記載及び上記第 3 の 2 (3) イ (ク) の諮問庁の説明から、「緊文例 1 9」が緊急命令不履行通知に関する文例であることはおのずと明らかであり、上記 (2 9) ウと同様の理由により、法 5 条 6 号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

エ 別紙の 3 (3 7) に掲げる部分以外の部分について

上記 (3 0) エと同様の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4 2) 通番 4 2 の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第 3 の 2 (3) イ (ケ) のとおり、当該部分が法 5 条 6 号ロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、「行文例 2 0」の標題及び文例が記載されていると認められる。

ウ 当該部分 (別紙の 3 (3 8) に掲げる部分) は、上記 (1 2) ウと同様の理由により、法 5 条 6 号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。

(4 3) 通番 4 3 の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第 3 の 2 (3) イ (コ) のとおり、当該部分が法 5 条 6 号ロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、「行文例 2 2」の標題及び文例が記載されていると認められる。

ウ 別紙の 3 (3 9) に掲げる部分について

当該部分は、上記 (1 3) ウと同様の理由により、法 5 条 6 号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。

エ 別紙の 3 (3 9) に掲げる部分以外の部分について

関連する部分について、上記 (1 3) エのとおり不開示妥当としたことから、当該部分は、上記 (1 3) エと同様の理由により、法 5 条 6 号ロに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4 4) 通番 4 4 の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第 3 の 2 (3) イ (サ) のとおり、当該部分が法 5 条 4 号並びに 6 号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、救済命令不履行通知を行うか否かの意思決定過程の情報や、当該通知の記載例及び疎明資料の種類が記載されていると認められる。

ウ 「行文例 3 7」の不開示維持部分について

(ア) 別紙の 3 (4 0) アに掲げる部分について

当該部分は、既開示部分の記載及び諮問庁が新たに開示することとしている部分の記載からおのずと明らかであり、その内容からも、上記 (3 6) エと同様の理由により、法 5 条 4 号並びに 6 号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

(イ) 別紙の 3 (4 0) アに掲げる部分以外の部分について

これを公にすると、救済命令不履行通知をめぐる判断に際しての中労委の具体的な着眼点が明らかになり、使用者が中労委による当該通知の実施を回避する意図をもって履行状況の回答を行うなど、確定判決により支持された命令に係る履行状況調査及び救済命令不履行通知に係る今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 4 号及び 6 号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 「行文例 3 8」の不開示維持部分について

(ア) 別紙の 3 (4 0) イに掲げる部分について

当該部分は、既開示部分の記載からおのずと明らか又は諮問庁が新たに開示することとしている部分の記載と同種の内容であり、その内容からも、上記 (3 6) エと同様の理由により、法 5 条 4 号並びに 6 号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

(イ) 別紙の 3 (4 0) イに掲げる部分以外の部分について

これを公にすると、救済命令不履行通知の理由となる使用者の回答例が明らかになるから、上記ウ (イ) と同様の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 4 号及び 6 号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4 5) 通番 4 5 の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第 3 の 2 (3) イ (シ) のとおり、当該部分が法 5 条 6 号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、緊急命令不履行通知に関する情報が記載されていると認められる。

ウ 別紙の 3 (4 1) に掲げる部分について

当該部分は、上記 (3 7) ウと同様の理由に加え、既開示部分の記載からおのずと明らかであり、上記 (2 9) ウと同様の理由により、法 5 条 6 号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開

示すべきである。

エ 別紙の3(41)に掲げる部分以外の部分について

上記(30)エと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号口について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(46) 通番46の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)イ(ス)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、緊急命令申立ての部会審議に関する内容が記載されていると認められる。

ウ 当該部分は、上記(38)ウと同様の理由に加え、既開示部分の記載及び中労委DBに掲載された裁判例における判断の記載からおのずと明らか又は当該手続として通常想定される内容にとどまり、その内容からも、当該部分(別紙の3(42)に掲げる部分)は、上記(22)エと同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

(47) 通番47の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)イ(セ)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、緊急命令申立ての文例等が記載されていると認められる。

ウ 当該部分(別紙の3(43)に掲げる部分)は、上記(25)ウと同様の理由に加え、既開示部分の記載及び中労委DBに掲載された裁判例における判断の記載からおのずと明らか又は当該手続として通常想定される内容にとどまり、その内容からも、上記(22)エと同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

(48) 通番48の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)イ(ソ)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、緊急命令申立ての却下決定に対して、中労委として抗告を行うか否かの意思決定に係る情報が記載されていると認められる。

ウ 当該部分(別紙の3(44)に掲げる部分)は、上記(27)ウ及び(39)ウと同様の理由に加え、既開示部分の記載からおのずと明らかであり、その内容からも、上記(22)エと同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

(49) 通番49の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)イ(タ)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、緊急命令申立ての却下決定に対して、中労委として抗告する場合の理由等が記載されていると認められる。

ウ 当該部分(別紙の3(45)に掲げる部分)は、上記(27)ウと同様の理由に加え、既開示部分の記載からおのずと明らか又は当該手続として通常想定される内容にとどまり、その内容からも、上記(22)エと同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

(50) 通番50の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)イ(チ)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、緊急命令不履行通知を行うか否かの意思決定に係る情報が記載されていると認められる。

ウ 当該部分(別紙の3(46)に掲げる部分)は、既開示部分の記載及び諮問庁が新たに開示することとしている部分の記載からおのずと明らかであり、上記(29)ウと同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

(51) 通番51の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)イ(ツ)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、緊急命令不履行通知を行う際の疎明資料の例等が記載されていると認められる。

ウ 当該部分(別紙の3(47)に掲げる部分)は、上記(30)ウと同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

(52) 通番52の不開示維持部分について

ア 諮問庁は、上記第3の2(3)イ(テ)のとおり、当該部分が法5条6号柱書き及びロに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、緊急命令不履行の参考通知について、具体的な例が記載されていると認められる。

ウ 別紙の3(48)に掲げる部分について

当該部分は、上記(41)ウと同様の理由により、法5条6号柱書き及びロのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

エ 別紙の3(48)に掲げる部分以外の部分について

当該部分は、上記(30)エと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示としたこ

とは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件では、上記第3の2(3)ウのとおり、原処分において、他の開示部分等から明らかである等の複数の記載部分が不開示とされた外、上記1のとおり、原処分において不開示とされた部分が誤って開示実施されている。また、諮問庁の理由説明書(上記第3の1)及び補充理由説明書(上記第3の2)により相次いで、多数の不開示部分にわたり不開示理由の追加・差替えがなされた外、諮問庁がなお不開示とすべきとする部分においても、上記2のとおり、他の開示部分等から明らかである等の複数の記載部分が認められる。

以上を踏まえれば、原処分及び開示実施並びに本件審査請求への対応において、処分庁及び諮問庁による慎重さに欠ける不適切な対応があったといわざるを得ず、今後、処分庁及び諮問庁においては、開示決定等及び審査請求に当たって、同様の事態を生じさせないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号並びに6号柱書き及びロに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条4号並びに6号柱書き及びロに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同号柱書き及びロに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条4号並びに6号柱書き及びロのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 白井玲子, 委員 常岡孝好

## 別紙

### 1 本件対象文書

文書1 行政訴訟事件（一般）事務処理要領（平成24年特定A月（令和元年特定B月版））（中央労働委員会事務局）

文書2 行政訴訟事件（一般）事務処理要領（平成24年特定A月（令和3年特定C月版））（中央労働委員会事務局）

### 2 諮問庁が新たに開示するとしている部分

文書1及び文書2の不開示部分のうち、それぞれ以下に掲げる部分

本文の4ページ、6ページから7ページまで、11ページ23行5文字目から28行目まで、12ページ15行22文字目から19行目まで、15ページ21行目から22行目まで、17ページから18ページまで、20ページ、56ページから58ページまで、59ページ8行目から9行目まで、21行目から22行14文字目まで及び24行7文字目から31行目まで、60ページ、62ページ、70ページ並びに97ページ並びに様式・文例の29ページ及び137ページの各不開示部分

### 3 開示すべき部分

文書1及び文書2の本件不開示維持部分のうち、それぞれ以下に掲げる部分

(1) 通番1の不開示維持部分の全て

(2) 通番2の不開示維持部分のうち、22ページ11行19文字目から12行目まで、15行6文字目から9文字目まで、18行15文字目から18文字目まで及び26行目から29行目まで、22ページ32行目から23ページ29行目まで、24ページ7行目から12行目まで及び32行目から33行目までの部分

(3) 通番3の不開示維持部分の全て

(4) 通番4の不開示維持部分のうち、36ページから37ページ20行目まで、37ページ29行目から30行目まで、38ページ23行目から26行14文字目まで及び33行目から34行目までの部分

(5) 通番5の不開示維持部分の全て

(6) 通番6の不開示維持部分の全て

(7) 通番7の不開示維持部分の全て

(8) 通番8の不開示維持部分の全て

(9) 通番9の不開示維持部分のうち、45ページ27行目から46ページまでの部分

(10) 通番10の不開示維持部分の全て

- (1 1) 通番 1 1 の不開示維持部分のうち、5 0 ページ 1 0 行目から 1 4 行目までの部分
- (1 2) 通番 1 2 の不開示維持部分の全て
- (1 3) 通番 1 3 の不開示維持部分のうち、5 4 ページ 3 3 行目から 3 5 行目までの部分
- (1 4) 通番 1 5 の不開示維持部分のうち、2 行目から 3 行 1 5 文字目までの部分
- (1 5) 通番 1 6 の不開示維持部分のうち、6 8 ページ 2 行 1 9 文字目から 4 行目までの部分
- (1 6) 通番 1 7 の不開示維持部分の全て
- (1 7) 通番 1 8 の不開示維持部分の全て
- (1 8) 通番 1 9 の不開示維持部分のうち、8 8 ページ 2 9 行目から 3 1 行 1 7 文字目までの部分
- (1 9) 通番 2 0 の不開示維持部分のうち、1 7 行目から 2 1 行 1 9 文字目までの部分
- (2 0) 通番 2 2 の不開示維持部分の全て
- (2 1) 通番 2 3 の不開示維持部分のうち、9 9 ページの部分
- (2 2) 通番 2 5 の不開示維持部分の全て
- (2 3) 通番 2 6 の不開示維持部分の全て
- (2 4) 通番 2 7 の不開示維持部分の全て
- (2 5) 通番 2 8 の不開示維持部分の全て
- (2 6) 通番 2 9 の不開示維持部分の全て
- (2 7) 通番 3 0 の不開示維持部分のうち、1 3 行目から 1 4 行目まで及び 2 0 行 2 0 文字目から 2 1 行目までの部分
- (2 8) 通番 3 1 の不開示維持部分のうち、1 3 行目から 1 7 行目までの部分
- (2 9) 通番 3 2 の不開示維持部分のうち、1 1 3 ページから 1 1 4 ページ 1 行 1 8 文字目まで及び 1 1 4 ページ 5 行 1 2 文字目から 1 0 行目までの部分
- (3 0) 通番 3 4 の不開示維持部分 (名称) の全て
- (3 1) 通番 3 5 の不開示維持部分 (名称) の全て
- (3 2) 通番 3 6 の不開示維持部分 (名称) の全て
- (3 3) 通番 3 7 の不開示維持部分 (名称) のうち、1 文字目から 9 文字目までの部分
- (3 4) 通番 3 8 の不開示維持部分 (名称) の全て
- (3 5) 通番 3 9 の不開示維持部分 (名称) の全て
- (3 6) 通番 4 0 の不開示維持部分 (名称) の全て
- (3 7) 通番 4 1 の不開示維持部分 (名称) のうち、1 文字目から 1 4 文字

目までの部分

- (38) 通番42の不開示維持部分の全て
- (39) 通番43の不開示維持部分のうち、標題部分並びに内容部分の1行目から8行目まで及び12行目から15行目までの部分
- (40) 通番44の不開示維持部分のうち、以下に掲げる部分
  - ア 「行文体37」の不開示維持部分のうち、標題部分並びに内容部分の1行目から8行目まで及び12行目から14行目までの部分
  - イ 「行文体38」の不開示維持部分のうち、以下に掲げる部分
    - (ア) 内容部分「2(2)」の1行目から4行3文字目まで及び4行31文字目から5行目まで(様式・文例の76ページ)並びに6行目から8行23文字目まで及び10行目(様式・文例の77ページ)
    - (イ) 内容部分「2(3)」の全て
    - (ウ) 内容部分「添付書類」の全て
- (41) 通番45の不開示維持部分のうち、「事件番号」欄の部分及び「事件名」欄の部分並びに標題部分
- (42) 通番46の不開示維持部分の全て
- (43) 通番47の不開示維持部分の全て
- (44) 通番48の不開示維持部分の全て
- (45) 通番49の不開示維持部分の全て
- (46) 通番50の不開示維持部分の全て
- (47) 通番51の不開示維持部分の全て
- (48) 通番52の不開示維持部分のうち、「会長」の下部の標題部分

(注)

- 1 行数は、空白を含まない。
- 2 文字数は、空白並びに本文の各ページの縦の罫線及びその右側の記載を含まない。

別表 本件不開示維持部分及び不開示理由（文書1及び文書2）

1 通番	2 不開示維持部分	3 原処分 における不 開示理由 (法5条)	4 諮問庁 が説明する 不開示理由 (法5条)
1	本文の11ページ21行目から23行4文字目まで、12ページ6行目から15行21文字目まで並びに15ページ12行目から14行目までの不開示部分	6号口	6号口
2	本文の22ページから25ページまでの不開示部分	6号口	6号口
3	本文の26ページの不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
4	本文の36ページから38ページまでの不開示部分	6号口	6号口
5	本文の39ページ1行目から10行目までの不開示部分	6号口	6号口
6	本文の39ページ17行目から40ページ9行目までの不開示部分	6号口	6号口
7	本文の40ページ30行目から41ページ1行目までの不開示部分	6号口	6号口
8	本文の41ページ29行目から44ページまでの不開示部分	6号口	6号口
9	本文の45ページ及び46ページの不開示部分	6号口	6号口
10	本文の47ページ及び48ページの不開示部分	6号口	6号口
11	本文の49ページ及び50ページの不開示部分	6号口	6号口
12	本文の52ページの不開示部分	6号口	6号口
13	本文の53ページ及び54ページの不開示部分	6号口	6号口
14	本文の59ページ22行15文字目から24行6文字目までの不開示部分	6号口	6号口
15	本文の63ページの不開示部分	6号口	6号柱書き
16	本文の67ページ及び68ページの不開示部分	6号口	6号口

17	本文の69ページの不開示部分	6号口	6号口
18	本文の72ページの不開示部分	6号口	6号口
19	本文の88ページ及び89ページの不開示部分	6号口	6号柱書き
20	本文の92ページ17行目から23行目までの不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
21	本文の92ページ24行目から93ページまでの不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
22	本文の98ページ14行目から18行目までの不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
23	本文の98ページ20行目から32行目まで及び99ページの不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
24	本文の100ページの不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
25	本文の102ページ及び103ページの不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
26	本文の105ページの不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
27	本文の107ページから108ページ20行目までの不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
28	本文の108ページ32行目から109ページまでの不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
29	本文の110ページから111ページ4行目までの不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
30	本文の111ページ13行目から30行目までの不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
31	本文の112ページの不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
32	本文の113ページ及び114ページの不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
33	本文別表の2ページの不開示部分	6号柱書き	6号柱書き
34	様式・文例の目次の2枚目11行目の不開示部分（「行文例20」の名称部分）	6号口	6号口
35	様式・文例の目次の2枚目13行目の不開示部分（「行文例22」の名称部分）	6号口	6号口
36	様式・文例の目次の2枚目28行目の不開示部分（「行文例37」の名称部分）	4号	4号 6号柱書き

			6号口
37	様式・文例の目次の3枚目17行目の不開示部分（「緊様式14」の名称部分）	6号口	6号柱書き 6号口
38	様式・文例の目次の3枚目26行目の不開示部分（「緊文例1」の名称部分）	6号口	6号柱書き 6号口
39	様式・文例の目次の3枚目33行目の不開示部分（「緊文例8」の名称部分）	6号口	6号柱書き 6号口
40	様式・文例の目次の4枚目8行目の不開示部分（「緊文例17」の名称部分）	6号口	6号柱書き 6号口
41	様式・文例の目次の4枚目10行目の不開示部分（「緊文例19」の名称部分）	6号口	6号柱書き 6号口
42	様式・文例の50ページ（「行文例20」）の不開示部分	6号口	6号口
43	様式・文例の52ページ（「行文例22」）の不開示部分	6号口	6号口
44	様式・文例の75ページから77ページまで（「行文例37」及び（「行文例38」）の不開示部分	4号	4号 6号柱書き 6号口
45	様式・文例の106ページ（「緊様式第14号」）の不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
46	様式・文例の116ページ（「緊文例1」）の不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
47	様式・文例の118ページ及び119ページ（「緊文例2」）の不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
48	様式・文例の125ページ（「緊文例8」）の不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
49	様式・文例の127ページ及び128ページ（「緊文例9」）の不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
50	様式・文例の136ページ（「緊文例17」）の不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
51	様式・文例の138ページ（「緊文例18」）の不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口
52	様式・文例の139ページ（「緊文例19」）の不開示部分	6号口	6号柱書き 6号口

（注）

- 1 行数は、空白を含まない。
- 2 文字数は、空白並びに本文の各ページの縦の罫線及びその右側の記載を含

まない。

- 3 4 欄の不開示理由は、理由説明書及び補充理由説明書において、諮問庁が追加し、又は差し替えた後の不開示理由。